

## 愛知県融資制度の取扱いについて

愛知県中小企業融資制度全般に係る取扱いについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 資金措置

##### (1) 預託時期

預託は、原則として当初予算に係る預託の場合は当該年度の4月末日までに行う。補正予算に係る預託の場合は、予算成立後、すみやかに行う。

ただし、事情により預託時期が遅れる場合は、事前に取扱金融機関の了解を得るものとする。

##### (2) 預託期間

預託期間は1年以内とするが、原則としては1年が適当である。この場合の預託期間は預託開始日から翌年の応当日までを1年として計算する。

ただし、事情により1年に満たない場合は、事前に取扱金融機関の了解を得るものとする。

#### 2 融資枠

融資枠は要綱に規定する取扱金融機関の協調倍率の上限を定めたものではないので、取扱金融機関の自主的配慮又は取扱金融機関との協議によって協調倍率を超える融資を行うことは差支えないものとする。

ただし、融資実績が協調倍率を著しく超過する場合は、信義則上県及び市町村においては、一定の予算措置をする必要がある。

#### 3 融資対象

本制度はいわゆる「社会保障的融資」、「救済的融資」とは異なり、商工業者が市中金融ベースに乗れるよう援助し、更には自力で市中金融ベースに乗れるまで育成することを主目的としているので、申込者が要綱で定める形式的融資対象に該当する場合であっても計画的な経営態度をもち、返済能力のないものは融資対象とならない。

##### (1) 対象業種

対象業種は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種と同一とする。

##### (2) 事業を適法に営んでいること

ア 事業開始の時期は、原則として売上げが発生したときをいう（法人の場合は設立登記の完了が前提）。

イ 許認可を必要とする業種で、許認可の名義人と経営名義人（納税名義人）とが相違する場合は、原則として許認可名義人と経営名義人を一致させたうえで、取り扱うものとする。

ただし、次の場合には、許認可の名義人と経営名義人が異なっても経営名義人を保証対象とすることができる。

##### (ア) 個人企業の場合

- a 生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限る。）及び酒類販売業・酒類製造業であって、許認可名義人が経営名義人と親子、夫婦、兄弟等3親等内の親族（内縁の夫婦を含む。（ア）b、（イ）において同じ。）の場合

b 前(ア) a 記載以外の事業であって、許認可名義人が経営名義人と親子、夫婦、兄弟等 3 親等内の親族であり、かつ、経営名義人と許認可名義人の連名による経営名義人が適法に事業を営んでいる（許認可等を取り直していない理由の説明を含む。）旨が記載された宣誓書の提出がある場合

(イ) 法人成り企業の場合

法人成り時には、前(ア) a 記載の生活衛生関係の事業及び酒類販売業・酒類製造業であって、許認可名義人が法人成り前の経営者個人のままである場合（法人の代表者が個人企業時代の経営者と親子、夫婦、兄弟等 3 親等内の親族となっている場合も同様とする。）

(ウ) 第三者が許認可等を受けていることにより、改めて、許認可等を受けなくても差し支えないものとされている場合

この場合には、許認可の名義人が第三者となっている事情を明記するものとする（例えば、百貨店内に出店している飲食業者のように、許認可の前提となる施設の賃貸を受けている場合）。

#### 4 融資条件

(1) 資金使途

資金使途は、直接事業経営に必要な設備資金（土地を含む。）及び運転資金に限る（事業の多角化に要する資金は対象とする。ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は利用できない。）。したがって、生活資金、住宅資金（店舗付住宅については、店舗相当部分は融資対象となる。）、婚礼資金などは対象とならない。

なお、次に該当する資金は直接事業経営に必要なものであっても対象とならない。ただし、アについては、経済環境適応資金パワーアップ資金（貿易振興・海外展開）を除く。

ア 県外に係る資金（例えば、県外設備の新增設、改良、補修などに要する資金や、県内に事業所があっても資金経理が他県にある本店等で統一して行われている場合の運転資金など）

イ 投機性を有する土地取得資金

ウ 法令等に違反する設備の設置に要する資金又は法令等に違反する営業を営んでいる者（営業設備等が法令に違反している場合を含む。）に対する資金（例一都市計画法、建築基準法等に違反する場合）

エ 転業（全面転換）するための資金

(2) 融資期間

ア 運転資金と設備資金の併用（同一の申込書により申込みを行うもの。）が認められている制度の場合

申込金額のうち、設備資金の割合が 60%以上のときは設備資金の融資期間を適用し、60%未満のときは、運転資金の融資期間を適用する。

イ 融資期間については各制度要綱で「〇年以内」と定めているが、運用は次のとおりとする。

3 年以内…………… 1 年超 3 年以内で取り扱う。

5 年以内…………… 3 年超 5 年以内で取り扱う。

7 年以内…………… 5 年超 7 年以内で取り扱う。

10 年以内…………… 7 年超 10 年以内で取り扱う。

13 年以内……………10 年超 13 年以内で取り扱う。

15 年以内……………13 年超 15 年以内で取り扱う。

ただし、小規模企業等振興資金（小口資金）3 年以内は「3 年以内」とし、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）及び中小企業組織強化資金（災害復旧資金）7 年以内、5 年以内はそれぞれ「1 年

超7年以内」、「1年超5年以内」とし、経済環境適応資金サポート資金（条件変更改善）10年以内は「1年超10年以内」とし、同パワーアップ資金（企業立地・地域未来投資以外）5年以内は「1年超5年以内」とし、同パワーアップ資金（企業立地・地域未来投資）15年以内は「10年超15年以内」とし、同創業等支援資金3年以内は「3年以内」とし、同再生・事業承継支援資金（再生）10年以内は「1年超10年以内」とする。

(3) 貸付利率

ア 規定利率と異なる取扱いは、認めない。

（元利均等分割返済の場合で、端数の関係で規定利率とならない場合には、規定利率より低い利率の場合のみ認める。）

イ 融資期間内に条件変更を行う場合は、当初融資実行時の貸付利率を適用する。

ただし、期間延長する場合は、当初の期限を越えた期間については、取扱金融機関の所定貸付利率を適用することもできる。

(4) 貸付方法

根保証での取扱いはできない。

(5) 返済方法

「分割返済」は1か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の2倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取り扱うことができる。この場合も規定利率を超えないこと。

なお、一般事業資金のうち融資期間1年以内、経済環境適応資金サポート資金（短期）及び同創業等支援資金のうち融資期間1年以内で分割返済とする場合は、不均等返済でもよい。

(6) 保証人

次の場合を除き、原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、組合からの転貸資金の申込みの場合は、代表理事に加え、転貸先の組合員（組合員が法人の場合はその代表者）の連帯保証を要する。

ア 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合

イ 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

ウ 財務内容その他の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を越える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

エ 申込者が組合の場合で、代表理事以外の理事から連帯保証の申し出があった場合

なお、保証人の取扱いについては、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月策定）の趣旨に則り適切に対応するものとし、協会と取扱金融機関との連携等により一定の要件を満たす場合は、法人代表者の連帯保証を不要とすることができる。

5 資金使途の虚偽流用等

資金使途の虚偽流用等要綱に違反する事項があった場合は、各要綱で融資の取消をすることができる旨定めているが、具体的には関係機関と協議のうえ、期限の利益を喪失させて即時返還を求めるとか、利率、期間等の条件を取扱金融機関の通常貸出しと同一に取扱うよう変更させる等個々の事情に応じた適切な措置を講ずる必要があるが、当分の間（例えば返済が完了するまで）新規の融資を拒否することは差支えない。